

一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会 入退会規程

(本規程の目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長野県医療ソーシャルワーカー協会（以下「当法人」という）の定款第5条に基づき、当法人への入退会（入退社）に関する事項を定めることを目的とする。

(社員たる資格の取得、会費)

第2条 理事会により社員として入会を認められた者は、入会申込書に記載の入会希望日が属する暦月の前月末日までに、当法人に会費を納付する義務が発生する。

- 2 会費については一年度 5,000 円とする。
- 3 3年未納退会となった者が社員たる資格の再取得を希望する場合、未納分の全納を行った上で理事会の承認を得なければならない。

(賛助会員)

第3条 当法人の目的に賛同する個人及び団体は、理事会の承認を得て賛助会員になることができる。

- 2 賛助会員の年会費は一口 10,000 円とし、口数の制限を設けない。
- 3 賛助会員は当法人の総会における議決権を持たない。

(退会)

第4条 社員は、定款第7条に定める手続きに従い退会することができる。

- 2 退会しようとする社員は、退会の1ヶ月前までに、本規則に定める書式にて退会届出書を作成し、これを理事会に対して提出しなければならない。ただし、毎年度4月中に退会届を提出する場合に限り、当該年度の会費納入は免除とする。
- 3 社員が死亡したときは、当法人から退会したものとみなす。この場合は前項の退会届出書の提出は不要とする。

(社員たる資格の喪失)

第5条 社員は、総会決議により除名されたときは、当該社員は代表理事が除名の決定を当該社員に対して書面をもって通知したときに社員たる資格を喪失する。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は理事会の決議による。

附則 この規程は、平成29年4月3日から施行する。